

手数料表

種類	名称	単位	金額	摘要	
福井県屋外広告物 条例（昭和39年 福井県条例第45 号）第4条並びに 第8条第3項及び 第4項の規定によ る広告物等の表示 等の許可（許可の 期間の更新を含 む。）	屋外広告物 許可手数料	はり紙	50枚（50枚未満 の端数があるとき は、50枚として計 算する。）	190円	
		はり札	1枚	40円	
		立て看板	1個	220円	
		電柱広告	1個	310円	
		広告板	1個（3平方メート ル未満）	440円	発光装置、照明装置等を 有する広告物等について は、1個につき、左記の 金額にその10分の5に 相当する額を加算する。
		広告塔	1個（3平方メート ル以上）	880円	
		移動広告	1個（3平方メート ル以上）	（3平方メ ートル増す ごとに44 0円を加算 する。）	
		気球広告	1個	620円	
		広告幕	10平方メートル （10平方メートル 未満の端数があるとき は、10平方メー トルとして計算す る。）	310円	
	ぼんぼり あんどん	1灯	50円		
	のぼり	1枚	50円		

備考 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を免除することができる。

- 1 福井県屋外広告物条例第8条第3項第2号の規定による許可を受けようとするとき。
- 2 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした団体がはり紙、はり札又は立て看板を表示するために福井県屋外広告物条例の規定による許可等を受けようとするとき。